

奈義町地球温暖化対策地域推進計画 概要版

奈義町は、中国山地の南麓に広がる豊かな自然環境に恵まれた地域であり、歴史と地域文化を育み発展してまいりました。この豊かな自然環境を将来にわたり引継ぐことは、現代に生きる我々の緊急の責務です。

近年、地球温暖化問題が国際的にも大きな問題として取り上げられており、持続可能な生活や経済活動を維持するためには、この温暖化問題に対して私たちひとりひとりの積極的な取り組みが不可欠です。

本町では、「奈義町まちづくり総合計画(振興計画)」と「奈義町環境基本計画」を機軸とし、「新エネルギービジョン」、「重点エネルギービジョン」を策定してきました。今回は、これらの計画をもとに、国の地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されるものとして、本計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、地域住民・事業者と行政の連携により地球温暖化対策の積極的な取り組みを推進して参りたいと考えております。



地球温暖化問題とは？

地球温暖化とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスが大気中に増加し、それらのガスが太陽光によって暖められた地表面からの放出熱(赤外線)を吸収することによって、地表面の温度が上昇する現象です。

産業革命以降、人間社会が化石燃料を大量に消費するようになり、それに伴って大気中への二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加しています。このため、大気中の温室効果ガス濃度が上昇し続け、地表面からの放射熱を吸収する量が増えていることにより、地球全体が温暖化していると言われています。

地球温暖化による影響としては次のようなものがあります。

- 洪水、干ばつ、台風などの異常気象
- 農業や水産業への影響
- 生態系への影響
- マラリアなどの熱帯系感染症の増加による健康への影響
- 経済格差の拡大

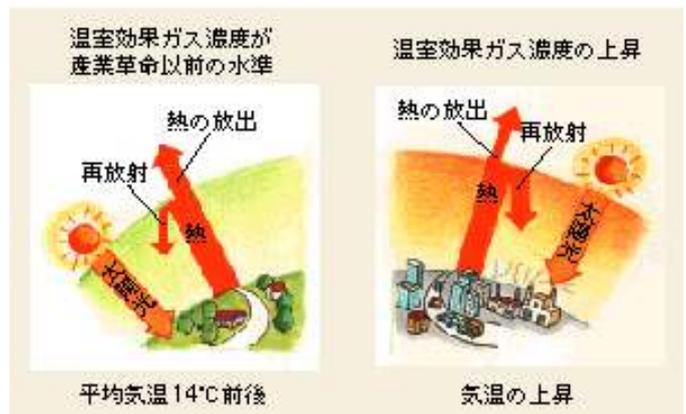


図 地球温暖化のメカニズム

出典：「平成19年版環境・循環型社会白書」、環境省

1 計画の概要

計画の目的	「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下 温対法）」に基づき、行政、事業者、町民が連携して温暖化対策を推進することにより、我が国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与し、地球環境の保全に貢献するとともに、環境負荷の小さい循環型の地域づくりを目指すことを目的とします。
計画の位置づけ	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施し、奈義町内における人為的な温室効果ガス排出量の削減を図るものであり、温対法に規定される計画です。
対象とする温室効果ガス	京都議定書及び温対法で対象としている 6 物質 （二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF ₆ ） ただし、削減目標等は町内で排出される温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素とする。
計画の基準年度	平成 19 年度（2007 年度）
計画の期間／目標年度	平成 20 年度（2008 年度）～平成 24 年度（2012 年度）／平成 24 年度（2012 年度）
計画の対象地域	奈義町全域
温室効果ガスの削減目標	二酸化炭素排出量を目標年度までに基準年比 5%削減
計画の推進	本計画の推進にあたっては、庁内の各課の施策に反映させる必要があるため、全庁的に連携を図る体制を構築します。
計画の進行管理	計画の進行状況を随時把握・公表し、点検・見直しを行いながら継続的な進行管理を図ります。

2 奈義町温暖化対策の方針

「地域の強み」を活かした対策

- 地域産業と一体となった温暖化対策の取組
- 地域特性を活かした温暖化対策への取組

「できるところから」着実に

- 地行政による先導的な温暖化対策への取組
- 町民、事業者への温暖化対策支援

「まちぐるみ」で環境保全に取り組むひとの育成

- 普及啓発と環境学習による人材の育成
- 協働（パートナーシップ）できる環境づくり

3 国や県の取組状況

■国における取り組み動向

国では平成2年の「地球温暖化防止行動計画」に始まり、平成10年「地球温暖化対策推進大綱」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「地球温暖化対策に関する基本方針」が策定されました。平成14年には議定書を批准し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部が改正されるなど、京都議定書の目標達成に向けた国内制度の整備が行われています。また、地球温暖化対策推進大綱を引き継ぐものとして、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた我が国の対策・施策を明らかにした京都議定書目標達成計画が、平成17年4月、閣議決定されています（平成18年7月一部変更）。

■岡山県における取り組み

岡山県では、地球温暖化防止に対する取り組みとして、以下の事業を実施しています。

- ① 岡山県環境基本条例
- ② 岡山県地球温暖化防止行動計画
- ③ 岡山県省エネルギービジョン
- ④ 岡山県地球温暖化対策プロポーザル事業
- ⑤ アースキーパーメンバーシップ制度
- ⑥ 新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）

4 奈義町の二酸化炭素排出状況と削減目標

■二酸化炭素排出状況

本町の平成19年度の二酸化炭素排出量は、77,019t-CO₂/年と推定されます。また、排出割合は、国の状況と比較して、産業部門、民生家庭部門における排出割合が大きい構成となっています。

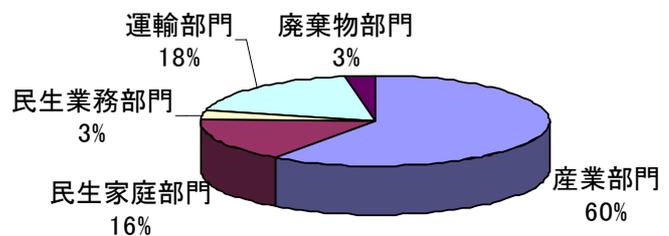


図 二酸化炭素排出量の構成割合

■二酸化炭素排出削減目標

本町では、二酸化炭素排出量を平成20年度から平成24年度までの5年間で5%削減することを目標とします。

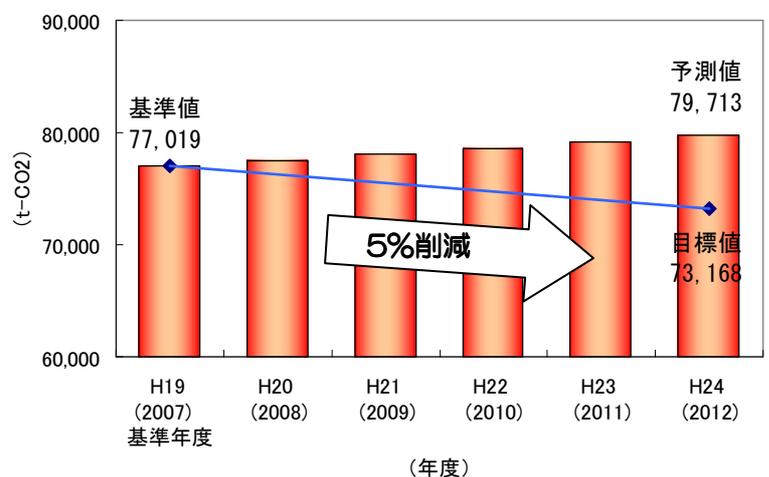


図 二酸化炭素排出量の予測と削減目標

4 温暖化対策に向けた主体別の取り組み

温室効果ガスの削減に向けて、町民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に行っていくことが必要です。

町民の取り組み

役割：家庭生活において排出される温室効果ガスの影響を認識し、温室効果ガス排出の抑制に向けた対策に取り組みます。また、地域における温暖化防止活動に積極的に参加します。

- ① 日常生活における省エネ・環境配慮活動の実践
- ② 省エネルギー機器の導入
- ③ 地域活動への参加

事業者の取り組み

役割：事業者の事業活動において排出される温室効果ガスの影響を認識し、温室効果ガス排出の抑制に向けた対策と従業員への環境教育に取り組みます。また、町民や行政と連携して温暖化防止活動に協力します。

- ① 事業活動における新・省エネルギーの実践
- ② 省エネルギー機器の導入
- ③ 資源の有効活用

行政の取り組み

役割：地域の温室効果ガス排出の抑制に向けて、本計画の実施状況を把握しながら、適切な計画の推進に努め、自ら率先して対策を実行します。また、事業者、町民への普及・啓発や政策的支援に取り組みます。

- ① 各種計画の策定、モニタリング
- ② 広報による新エネルギー・省エネルギー普及啓発
- ③ 行政の率先行動
- ④ 政策支援による温暖化対策の推進

■ 奈義町地球温暖化対策地域推進計画 概要版 (平成20年2月)

【お問合せ先 奈義町 総務課】

〒708-1392 岡山県勝田郡奈義町豊沢 306-1

Tel (0868)36-4111 Fax (0868)36-4009

メールアドレス soumu@town.nagi.okayama.jp

ホームページ URL <http://www.town.nagi.okayama.jp/>